

健保ニュース

夏

2013

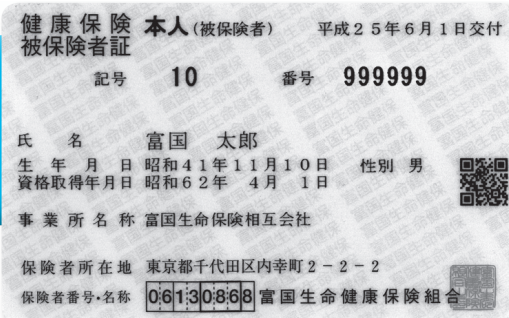


健康保険証が カード化されました

注意事項

- 保険証のカード化に伴い被保険者・被扶養者（家族）1人1枚の交付になります。
- カード保険証に記載されている氏名、生年月日等を確認してください。
- 裏面に住所を自署してください。（お子様の保険証は保護者代筆可）
- 健康保険証は運転免許証やパスポートと同様に重要な身分証明書の役割を果たしますので、保管には十分ご注意ください。
- 同居の未成年者については、保護者などの大人が保管されることをお勧めします。
- 万一紛失された場合は、ただちに当健康保険組合までご連絡ください。なお、再発行に際しては、再発行手数料「1枚1,000円」が必要になります。
- 裏面に臓器提供の意思表示欄を設けましたのでご利用ください。記入内容を保護するシールを必要とされる方は、所属または当健康保険組合にお申し出ください。
- 被扶養者の資格に変動があったときは、速やかに届出をお願いいたします。

※保険証の配付封筒にジェネリック医薬品のリーフレットを同封しました。下段に「ジェネリック医薬品のお願いカード」がありますので、切り取ってご活用ください。



平成(25)年度

予算と保険料率のお知らせ

予算概要と保険料率について

健康保険組合を取り巻く環境は、高齢化が進むなか高齢者の医療費が大幅に増加しており、その負担は納付金（高齢者医療制度への財政支援）として特に健康保険組合に対して多く強いられているため、平成25年度も保険料の4割以上を納付金として納めることになります。その結果、平成25年度は全国の健康保険組合の8割が赤字になる見込みです。

当健康保険組合におきましては、平成21年度以降24年度まで4年連続で健康保険料率の引上げを行いました。特に24年度は大幅な保険料率の引上げを行った結果、24年度決算は久しぶりに7,000万円ほど黒字となりました。

平成25年度は、保険給付費および納付金などの支出増加により健康保険料率を引き上げるところでしたが、国の方針により法定準備金所要額の引下げがなされたため、超過準備金を取り崩すことで、保険料率を変えることなく予算を策定することができました。

よって健康保険料率は、前年度と同率の1,000分の96（被保険者負担1,000分の44、事業主負担1,000分の52）になります。なお、収支均衡とするための実質保険料率は1,000分の98.61でした。

また、介護保険料率も前年度と同率の1,000分の15（被保険者負担1,000分の7.5、事業主負担1,000分の7.5）となります。

一般勘定予算について

収入の部

保険料は、健康保険料率が据え置きのため、前年度決算見込みより2,817万円減収の47億8,799万円になると見込んでおります。

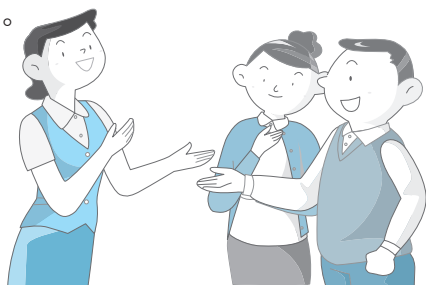
その他の収入も加えた収入予算額合計は、51億96万円となります。

支出の部

法定の医療費と組合独自の給付に充てられる保険給付費は、前年度決算見込みより7,845万円増やして、26億8,202万円と見込んでおります。また、納付金は前年度決算見込みより1億2,014万円増やして、20億9,805万円と見込んでおります。

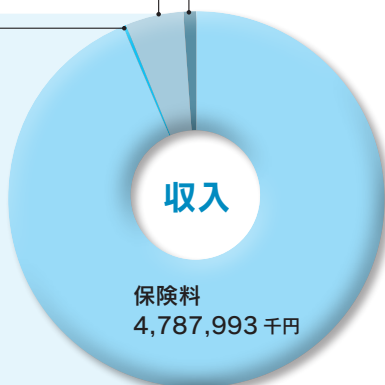
人間ドックやがん検診を行うための保健事業費は、事業内容の見直しを行った結果、872万円減らして6,232万円を見込んでおります。

その他の支出も加えた支出予算額合計は、51億96万円となります。

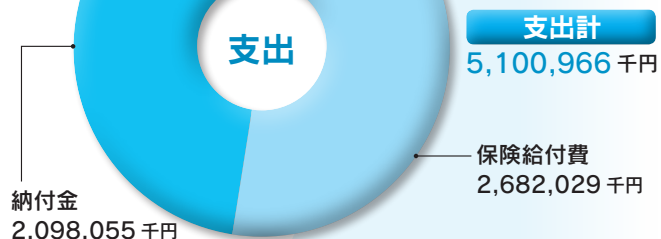


財政調整事業交付金など 44,686 千円
法定準備金繰入 260,000 千円
雑収入 8,287 千円

収入計
5,100,966 千円



予備費 109,951 千円
保健事業費 62,321 千円
事務所費、財政調整事業拠出金など 148,610 千円



介護勘定予算について

介護保険は健康保険と異なり、予定支出(介護納付金)から逆算して保険料率が定められます。

今年度の介護納付金は前年度より163万円増えて4億7,249万円になります。これを介護保険被保険者の標準報酬総額(見込み)で除して算出した結果、介護保険

料率が定まり、収入予算額合計は4億8,647万円と見込んでおります。

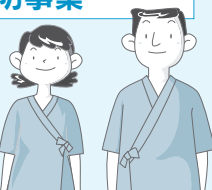
支出予算額合計は4億7,259万円と見込んでおり、収入との差額である1,387万円は次年度繰越金に計上することになります。

健康づくり事業について

経費節減を行い、効率的で組合員の方々に役立つ事業を工夫して展開してまいります。

疾病予防事業

- 人間ドック
- がん検診
- 特定健康診査
- 特定保健指導
- 生活習慣病啓蒙活動
- 救急常備薬、うがい薬の配置
- 家庭常備薬の斡旋



保健宣伝事業

- 案内冊子『私たちの社会保険』の発行
- 機関紙『健保ニュース』の発行
- ホームページの運営
- 医療費通知の発行
- ジェネリック医薬品の利用促進
- 柔道整復療養費の削減対策

その他の事業

- 健康保険証のカード化
- セラヴィリゾート泉郷との保養所契約



健康保険で接骨院・整骨院にかかるときの 料金・ルールが一部変更になりました

多くの接骨院・整骨院では、「各種保険取扱い」など表示していますが、保険証を使う場合にはルールがあります。
今年5月から、料金とルールが一部変更になりました。
正しい知識をもって、ルールを守りましょう。

接骨院・整骨院は 病院ではありません！



●健康保険が使えるのはこれだけ！

- ねんざ
- 打撲
- 肉離れ
- 骨折・ひび
- 脱臼

医師の同意が
必要ない

医師の同意が
必要

接骨院・整骨院で施術を行う柔道整復師は医師とは異なり、レントゲンや注射、薬の処方などの治療行為を行うことが認められていません。病院と同じように健康保険が使えるのは、**受傷原因の明らかな外傷性のケガのみ**に限られています。なお、骨折・ひび、脱臼は応急処置のための最初の1日を除き、医師の同意が必要です。

単なる肩こりや筋肉疲労には健康保険は使えず、全額自己負担となることを知っておきましょう。

後から全額負担を 求められることも あります



●全額自己負担となるケース

- 日常生活の疲れからくる肩こり・筋肉疲労など
- 四十肩・五十肩など加齢からくる体の痛み
- 重複受診（整形外科と接骨院の同時受診など）
- リウマチや神経痛などに起因する痛み

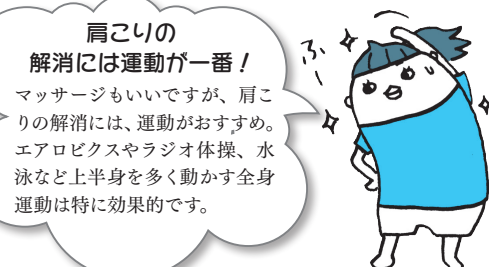
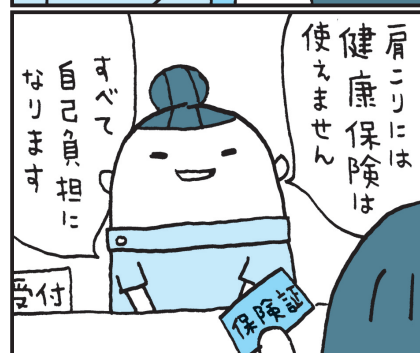
接骨院・整骨院では、患者が「療養費支給申請書」に署名することで、窓口での支払いが自己負担分（1～3割）のみで済むようになっています。このとき、申請書の内容をよく確認しなかったり、白紙の申請書に署名をしまうと、水増し請求などの不正請求の原因になります。傷病名、傷病原因、施術内容、金額などを必ず確認してください。

また、もし接骨院・整骨院で「健康保険が使える」と説明を受けたとしても、**健康保険の対象外と判明したときには、後で全額自己負担となることもあります**ので、十分注意しましょう。

2013年5月

柔道整復師（接骨院・整骨院）の料金・ルール変更のポイント

- ① 施術料が一部変わりました
初検料・再検料等が5円～95円程度引き上げられました。
- ② 3部位以上の施術は減額の幅が大きくなりました
多部位の施術は、基準料金の70/100から60/100へと、減額の幅が拡大されました。
- ③ 長期の施術には、経過や理由の文書を添付
- ④ 「療養費支給申請書」にサインするのは本人
- ⑤ 「療養費支給申請書」の住所欄に、住所のほか郵便番号・電話番号も記入



自宅にて

高校生の息子がぜん息のCさん

節約

処方せん様式が
**ジェネリック医薬品に
変更しやすく**なっています

味やにおい、
大きさなどを、
のみやすく改善
したものも。



処方せん